

(第6号様式の11)

請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

宮城県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県気仙沼市朝日町1番1号

株式会社△△ポスター 代表取締役 戊 谷 十 男



(電話番号) ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

記

- 1 請 求 金 額 704,000 円
- 2 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第 ○ 区
- 4 候 補 者 の 氏 名 甲 野 乙 男
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	××銀行	本・支店名	気仙沼支店
金融機関コード	0123	支店コード	120
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	(カ)△△ポスター ダイヒョウトリシマリヤク ボウヤ ジュウオ		
口座名	(株)△△ポスター 代表取締役 戊谷 十男		

別記請求内訳書

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
箇所 1,770	円 500	枚 2,000	円 1,000,000	円 352	枚 2,000	円 704,000	円 352	枚 2,000	円 704,000	

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- ポスター掲示場数の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 511円31銭 \times (\text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
 - 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$
- (E)欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、宮城県に支払を請求することはできません。